令和８年１１月５日

公立保育園・みはら園の延長保育及び預かり保育の拡充

公立保育園では、就労や疾病などにより家庭での保育が難しい保護者に代わり、０歳から年長までのこどもの保育を行っています。また、こども発達センターみはら園では、発達の遅れや気がかりがある年少から年長までのこどもを対象に、家庭と連携しながら心身の成長を促し、生活習慣の確立に重点を置いた発達支援を行っています。

近年、保護者の就労状況が多様化していることを踏まえ、仕事と子育ての両立支援をさらに充実させるため、令和９年４月から下記のとおり開園時間を延長し、保育園等における延長保育及びこども発達センターみはら園における預かり保育を拡充します。

記

１　概要

⑴　保育園

ア　対象施設

第三保育園、柏原保育園、浅間保育園、てんま保育園

※市内で開園時間を午後６時までとしている公立園４園。

※そのほかの公立園９園（保育園７園及び認定こども園２園）は、すでに実施済みのため、今回の拡充により全公立園が同じ受入体制となる。

イ　変更内容　　※ □ が変更箇所

【保育標準時間】

	7:00			18:00	19:00
変更前		保育標準時間 （１１時間）			
変更後		保育標準時間 （１１時間）		延長保育 （１時間）	

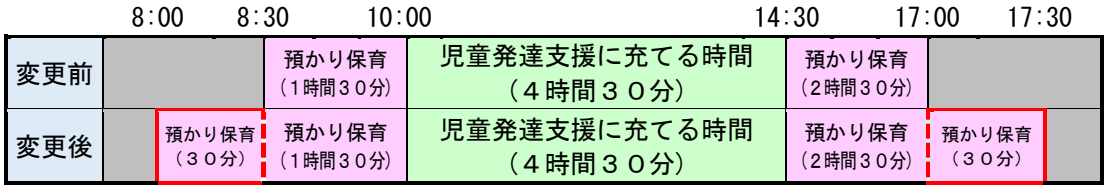
【保育短時間】

	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
変更前	延長保育 （１時間３０分）	保育短時間 （８時間）		延長保育 （１時間３０分）		
変更後	延長保育 （１時間３０分）	保育短時間 （８時間）		延長保育 （１時間３０分）	延長保育 （１時間）	

※　保育標準時間と保育短時間は、保護者の状況等（両親ともにフルタイムの場合は保育標準時間など）に応じて決定しています。

⑵　こども発達センターみはら園

【変更内容】　　※ □ が変更箇所



２　開園時間延長により期待される効果

⑴　就労家庭の利用しやすさの向上

現在の開園時間では、保育園等では入園の選択肢が少なくなること、みはら園では保護者の勤務時間との兼ね合いから利用が難しい場合があることから、開園時間を延長することで、就労家庭にとってより利用しやすくなることが期待できる。

⑵　保育園・みはら園の役割の充実

開園時間の延長は、単に利便性を高めるだけでなく、地域の中で支援が必要なこどもを、保育園等やみはら園でさらに受け止める体制づくりにつながる。

【問合せ】

〔**保育園等に関すること**〕

こども未来部 保育幼稚園課　入園担当

電話／０５４５－５５－２７６２

ＦＡＸ／０５４５－５５－２９７９

電子メールアドレス／hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp

〔**こども発達センターみはら園に関すること**〕

こども未来部 こども発達センター

電話／０５４５－２１－９４８０

ＦＡＸ／０５４５－２１－９４８１

電子メールアドレス／kodomohattatsu@div.city.fuji.shizuoka.jp